



給食費に関する 大切なお知らせ

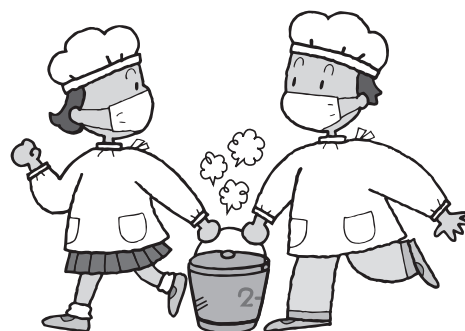
平成27年度から学校給食費を公会計化します

学校給食費は、現在、学校ごとに徴収・管理（私会計での管理）を行っていますが、市では、この給食費を平成27年度に実施する給食分から、市の歳入歳出予算として管理します（給食費の公会計化）。

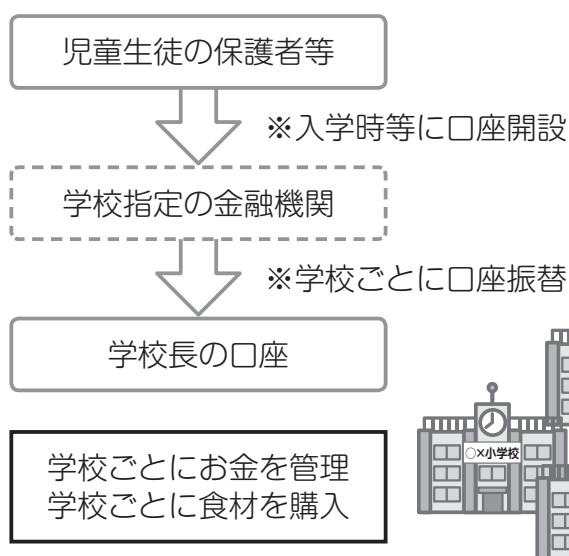
これは、①法に基づく適正な給食費の管理を行うことで、給食費の取扱いにかかる事故防止を図ること ②給食費負担の公平性を確保していくこと等を目的に行うものです。

また、これまでは、学校指定の金融機関に保護者の口座を開設していただき、学校ごとに口座振替を行っていましたが、公会計化後は、普段お使いの金融機関に預金口座振替依頼書を提出していただくと、市がその口座から直接、振替を行うようになります。

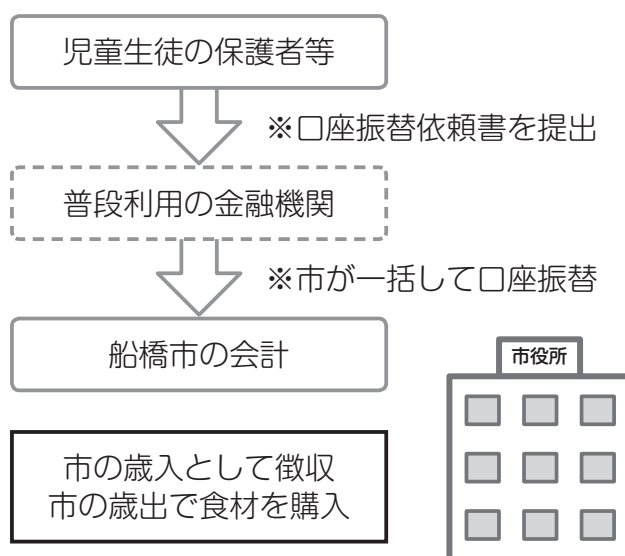
このため、保護者の皆さんにはお手数ですが、同封の預金口座振替依頼書を取引のある金融機関窓口へ提出してください。



【現状（私会計）】



【公会計】



お早目に同封の預金口座振替依頼書を銀行へ提出してください

☆記載方法は **8-1**（一般金融機関の場合）、**8-2**（ゆうちょ銀行の場合）をご覧ください

1 口座振替依頼書は市内に本支店のある20の金融機関の窓口へ提出できます

給食費の口座振替依頼書は、市内に本支店を有する下記の金融機関に提出できます。給与振込口座など普段の資金決済に使用している口座の指定が便利で確実です。ご指定いただいた口座が、長期欠席等の場合の還付金振込用口座にもなりますので、忘れずに提出してください。下記金融機関であれば、船橋市内・市外を問わずいずれの店舗の口座でも指定ができます。

今回、ご指定いただいた口座は、お子さんが船橋市立の小・中・特別支援学校に在籍している間はずっと、給食費支払い用としてご利用いただくことができます（お子さんが小学生の場合、中学校進学時に改めて手続きを行う必要はありません）。



うっかり入金を忘れて振替不能になっちゃった…。そんな事態を防ぐためにも、なるべく普段からお使いの口座をご指定ください。

都市銀行	地方銀行	信託銀行	信金・信組	その他金融機関
三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 りそな銀行	千葉銀行 千葉興業銀行 京葉銀行 東京都民銀行 東京スター銀行	三菱UFJ信託銀行 みずほ信託銀行 三井住友信託銀行	千葉信用金庫 東京ベイ信用金庫 東京東信用金庫 横浜中央信用組合	ゆうちょ銀行 中央労働金庫 市川市農業協同組合 ちば東葛農業協同組合

※上記金融機関のどこの支店の口座でも指定できます。口座振替依頼書は口座開設店に提出されると手続きがスムーズです。

2 口座振替依頼書は、下記の期日までに必ずご提出ください

口座振替依頼書が提出されてから、実際の引落としが可能になるまでには2～4か月（金融機関での手続きに1～2か月、データ化作業に1～2か月）かかります。

保護者の皆さんには、お忙しいところ誠に恐縮ですが、下記の期限までに金融機関に提出して下さるようお願いいたします。特に、中学校は給食費が前納制のため、今年度内に公会計での徴収が始まりますのでご注意ください。

対象者	口座振替依頼書提出期限
現・中学校1～2年生	平成26年11月14日（金）
現・小学校6年生	平成26年11月28日（金）
現・小学校1～5年生 現・特別支援学校在校生（今年度末卒業予定者を除く）	平成26年12月30日（火）
平成27年度小学校・特別支援学校入学予定者	

※口座振替依頼書を提出済みでも、手続きが完了していない場合は口座引落としができません。その場合、納付書を使った金融機関窓口での納付となりますのでご了承ください。

3 金融機関へ預金口座振替依頼書を提出後、8-1 下の連絡票を学校へ

お子さんが通う学校で、口座振替依頼書の提出が完了していることを確認させていただきます。

金融機関への提出が済んだら、8-1 下部の連絡票を切り取ってお子さんが通う学校へ提出してください。来年度、小学校・特別支援学校に入学予定の方は、入学後、学校に提出してください。



4 口座振替手数料は市が負担します

これまで、給食費の口座振替を行う際の口座振替手数料は保護者の皆さんに負担していただいていた。給食費が公会計化されると、口座振替に係る手数料は、市が負担します。

保護者の皆さんには、給食食材購入のための実費相当分（＝学校給食費）のみをご負担いただくこととなります。



5 口座振替は原則月末、月末が土・日・祝日等の場合は銀行の翌営業日です

口座振替スケジュールは下記のとおり予定しています。徴収時期や給食の単価は市の規則に定め、平成27年2月以降、市のホームページでお知らせします。また、保護者の皆さんには、個人ごとの徴収金額と納期限を納入通知書でお知らせします。

学 校	口座振替スケジュール					
中学校 (前納制)	マークシートでの申込みに基づき、原則、給食実施の2か月前の末日に徴収します。 牛乳代は1年分をまとめて8月末日に徴収します。					
	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	(4月分)	(5月分)	(6月分)	(7月分)	(9月分)	(10月分)
	8月	9月	10月	11月	12月	1月
小学校 特別支援学校	(牛乳代)	(11月分)	(12月分)	(1月分)	(2月分)	(3月分)
	学校ごとの実施回数に応じた1年間の給食費を5回に分けて徴収します。 1～4回目は1000円単位で均等に徴収し、最終回に残金を徴収します。 例) 小学校低学年 (1食208円+牛乳51.34円) × 186回 = 48,237円の場合 例) 小学校高学年 (1食248円+牛乳51.34円) × 186回 = 55,677円の場合					
		6月	8月	10月	12月	2月
	低学年	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	8,237円
	高学年	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	7,677円

6 長期間欠席や食物アレルギーで給食を喫食しない場合は忘れずに届出を

ケガや病気等で長期間欠席することが明らかになったときや食物アレルギーのため年間を通じて給食を喫食できない場合は、給食費の還付（返金）や徴収停止となる場合があります。還付（返金）や徴収停止には届出が必要になりますので、忘れずに手続きをお願いします。届出用紙は学校で配付するほか、市のホームページからもダウンロードできます（平成27年2月以降に掲載予定）。



7 所定の期日までに欠食の届出があった場合は給食費を還付（返金）します

連続する3日以上の間にならば欠食する場合、学校で届出を受理した日の翌日から起算して4日目（土・日・祝日等を除く）以降の給食費を還付（返金）させていただきます（詳細は規則等で定めます）。欠食する日の4日前（土・日・祝日等を除く）までに所定の届出用紙を学校へ提出してください。



月	火	水	木	金	土	日	月	火
届出日				欠食①			欠食②	欠食③
	1日目	2日目	3日目	4日目				

連続する3日以上欠食で、届出の翌日から4日目以降のみが還付（返金）対象となります。

金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
						欠食①	欠食②			欠食③
			1日目	2日目	3日目	4日目				

火	水	木	金	土	日	月
		欠食①	欠食②			欠食③
	1日目	2日目	3日目			4日目

グレーの背景色の日が還付（返金）の対象となります。

火	水	木	金	土	日	月	火
						欠食①	
	1日目	2日目	3日目			4日目	

届出の翌日から4日目以降でも、連続3日に満たない欠食の場合は、還付の対象とはなりません。

8-1 預金口座振替依頼書の記入方法（一般金融機関の場合）

預金口座振替依頼書は3枚複写になっています。ボールペン等（消せるボールペンは不可）で強めに記載してください。

船橋市学校給食費預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書

船橋市指定金融機関・船橋市収納代理金融機関・ゆうちょ銀行 御中

26 年 11 月 1 日

私（納付義務者）は、船橋市が提供する学校給食の食材に対する費用を、学校給食費として船橋市に納めることを了承します。
私（納付義務者・口座名義人）は、上記の学校給食費について、預金口座振替（自動払込）の方法で納付することを了承し、裏面記載の契約事項に従って口座振替（自動払込）を依頼します。
なお、還付事由が生じた時は、下記（ゆうちょ銀行は通帳記号・番号の振込用）の口座に振り込んでください。

指 定 口 座	以外 の 金融 機関 ゆうちょ 銀行	金融機関名 〇〇銀行		本支店名 ××支店		預金種別 ① 普通 ② 当座	口座番号							
		金融機関コード		支店コード		口座 名義 人	1	2	3	4	5	6	7	
		通帳記号		通帳番号（右詰めで記入）			カ ナ	フナバシ タロウ						
		氏 名		船橋 太郎			住所 船橋市湊町 2-10-25							
納付義務者 （保護者等）	ゆうちょ 銀行	住所	船橋市湊町 2-10-25					払込先口座番号 00100-8-4980		金融機関届出印 船橋				
		氏名	船橋 太郎					払込先加入者名 船橋市会計管理者						
		電話	090 (1234) 5678					種目 CD 166						
		所属	船橋小 学校 6 年 1 組 1 番					契約種別 CD 30						
給食喫食者 （児童生徒等）	カ ナ	フナバシ イチロウ						検 印	印鑑照合	係 印				
		氏名	船橋 一郎											

◎契約事項は裏面記載のとおりです。

給食費の引落しを希望する口座を太枠内に記入してください。預金種別・口座番号等の記載間違いがないよう、通帳等をよくご確認ください。

2 枚目（船橋市用）に押印欄があります。忘れずに押印してください。

1 枚目（金融機関用）に銀行届出印を忘れずに押印してください。印相違の場合、口座振替を開始できません。よくご確認ください。

お子さんの現在の学校名（〇〇小、××中）、学年、組、出席番号を記入してください。平成27年度小学校・特別支援学校入学予定者は、学年欄に「新1」と記入し、組・番号は空欄としてください。

児童生徒ごとに1枚（船橋市立小・中・特別支援学校に通うお子さんが2人のときは2枚）の口座振替依頼書を口座振替を希望する銀行の窓口へ提出してください。

納付義務者欄に保護者（父母どちらでも可）の住所・氏名・連絡先電話番号を記入してください。電話番号欄はご自宅の電話でも携帯電話でもかまいません。

※口座振替依頼書を提出しましたら、下記の連絡用紙を切り取ってお子さんが通う学校へ提出してください。

連絡票 学校給食費の預金口座振替依頼書を金融機関へ提出しました。

____ 学校 現・新入学 ____ 年 ____ 組 ____ 番 氏名 ____ 男・女

銀行提出日： ____ 月 ____ 日 提出先 ____ 銀行 信金 信組 本店
信託銀行 農協 労金 ____ 支店 出張所

※新小学1年生は12月末までに手続を済ませ、入学後、学校が指定する日までにこの連絡票を提出してください。

8-2 預金口座振替依頼書の記入方法（ゆうちょ銀行の場合）

預金口座振替依頼書は3枚複写になっています。ボールペン等（消せるボールペンは不可）で強めに記載してください。

船橋市学校給食費預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書

船橋市指定金融機関・船橋市収納代理金融機関・ゆうちょ銀行 御中

26 年 11 月 1 日

私（納付義務者）は、船橋市が提供する学校給食の食材に対する費用を、学校給食費として船橋市に納めることを承します。
私（納付義務者・口座名義人）は、上記の学校給食費について、預金口座振替（自動払込）の方法で納付することを承し、裏面記載の契約事項に従って口座振替（自動払込）を依頼します。
なお、還付事由が生じた時は、下記（ゆうちょ銀行は通帳記号・番号の振込用）の口座に振り込んでください。

指 定 口 座	金融機関名	本支店名		預金種別	口座番号			
				1. 普通 2. 当座				
	金融機関コード	支店コード		口座名義人	カナ	フナバシ タロウ		
	通帳記号	通帳番号（右詰めで記入）			氏名	船橋 太郎		
ゆうちょ銀行	1 0 5 8 0 の	1 2 3 4 5 6 7		住所	船橋市湊町 2-10-25			
納付義務者 （保護者等）	住所	船橋市湊町 2-10-25			取扱店 日付印	払込先口座番号		金融機関届出印
	氏名	船橋 太郎				00100-8-4980		
	電話	090 (1234) 5678				払込先加入者名		船橋
所属	船橋小 学校 6 年 1 組 1 番			船橋市会計管理者				
給食喫食者 （児童生徒等）	カナ	フナバシ イチロウ			種目 CD	166		係 印
	氏名	船橋 一郎			契約種別 CD	30		
					検 印	印鑑照合		

◎契約事項は裏面記載のとおりです。

給食費の引落しを希望する口座を太枠内に記入してください。通帳記号・通帳番号等の記載間違いがないよう、通帳等をよくご確認ください。

2 枚目（船橋市用）に押印欄があります。忘れずに押印してください。

1 枚目（金融機関用）に銀行届出印を忘れずに押印してください。印相違の場合、口座振替を開始できません。よくご確認ください。

お子さんの現在の学校名（〇〇小、××中）、学年、組、出席番号を記入してください。平成27年度小学校・特別支援学校入学予定者は、学年欄に「新1」と記入し、組・番号は空欄としてください。

児童生徒ごとに1枚（船橋市立小・中・特別支援学校に通うお子さんが2人のときは2枚）の口座振替依頼書を口座振替を希望する銀行の窓口へ提出してください。

納付義務者欄に保護者（父母どちらでも可）の住所・氏名・連絡先電話番号を記入してください。電話番号欄はご自宅の電話でも携帯電話でもかまいません。

9 給食費に関するQ&A

Q1 いくら払えばいいのか、お知らせは来ますか？

A1 小学校と特別支援学校は毎年6月頃に、中学校は毎月、学校を通じて「納入通知書」をお配りする予定です。納入通知書には、お支払いいただく給食費の額や納期限が記載されていますので、そちらでご確認ください。

Q2 PTA会費や教材費も給食費と一緒に市が徴収することになるのですか？

A2 PTA会費や修学旅行積立金、教材費、学級費、クラブ活動費などの校納金は、学校ごとに種類や時期、金額等が異なるため、「公会計化」の対象とはなっていません。このため、これまでどおり学校で徴収を行います。

Q3 他の校納金と同一口座でもかまいませんか？

A3 他の校納金と同一の口座を給食費用として指定することも可能です。ただし、残高不足等で引落不能となった場合、これまでの学校長管理での徴収と異なり、ひと月に2回の口座振替を行ったり、ATM（現金自動預払機）を使って振込みをしたりすることが出来なくなります。基本的には、銀行窓口の開設時間内（平日の午前9時～午後3時）に、納付書を使って納付することとなりますので、共働きのご家庭など、平日の日中に銀行窓口へ行く時間が取れない方ほど、給与振込口座など常にある程度の残高がある口座をご指定いただくことをお勧めします。

Q4 今と同じ口座からの振替を希望する場合、口座振替依頼書は提出しなくても良いですか？

A4 公会計化により、振替先が学校長の口座から市の口座に変わります。このため、現在と同じ口座を希望する場合でも、誠にお手数ですが、同封の口座振替依頼書を金融機関窓口へ提出していただく必要があります。

Q5 納付書はコンビニで使えますか？

A5 使えません。コンビニでの納付ができる公金の種類は地方自治法やその他の法律で定められています。学校給食費についてはこの費用に該当しないため、残念ながらコンビニでの納付はできません。

Q6 何のために公会計化を進めるのですか？

A6 ①市の予算にすることで会計の公正・透明性を確保すること、②学校ごとの徴収状況に影響されることなく、質の高い給食を提供すること、③費用負担の公平性を確保するため、厳正な徴収管理を行うこと、④教職員の負担を軽減して子供と向き合う時間を確保すること。公会計化にはこのような効果があります。切り替えにあたって、保護者の皆さんにはお手数をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

Q7 経済的に給食費を負担することが困難です。どうしたらよいでしょうか？

A7 世帯の収入水準が概ね生活保護基準の1.5倍以下のご家庭や、児童扶養手当を受給している場合などは、申請により就学援助の認定を受けられる場合があります。船橋市の就学援助認定を受けた場合、給食費は免除となる予定です。お子さんが通う学校、あるいは教育委員会学務課 ☎047-436-2852 にご相談ください。

Q8 滞納した場合どうなりますか？公会計化すると給食費を支払わない家庭が増えるのでは…。

A8 納期限までに納付が確認できない場合、小学校・特別支援学校については督促状を送付します。それでもお支払いいただけない場合や、市からの連絡に応じない場合は、船橋市債権管理条例に基づき、市が裁判所に支払督促等の申し立てを行うなど、法的措置を含めて、厳正に対処させていただきます。また、滞納が長期に渡ると、本来なら払う必要のない遅延損害金もご負担いただくこととなりますので、納期限内の確実な納付をお願いします。

Q9 中学校でも督促状が配られるのですか？

A9 中学校については前納制ですので、所定の納期限までに納付が確認されなかった場合、マークシートでお申込みいただいた給食がキャンセルされることとなります。このため「督促状」はお送りしませんが、保護者の皆さんにとって意図しない給食のキャンセルを防ぐため、「納入のお願い」という形で、口座振替が振替不能になった旨と、キャンセルとならない納期限や納付方法をお知らせします。

Q10 学校に直接お金を持って行ってもいいですか？

A10 学校では現金のお預かりはいたしません。なお、特別の事情がある場合は、教育委員会保健体育課 ☎047-436-2418 へご相談ください。

Q11 口座振替依頼書を提出しないとどうなりますか？

A11 金融機関窓口でお支払いいただくための納付書をお渡しします。基本的に、平日の午前9時から午後3時までの間に銀行窓口でお支払いいただくこととなります。

Q12 私立学校への入学・進学希望です。現時点では船橋市立の小・中学校に入学・進学するかわかりませんが、預金口座振替依頼書は出さなくてもかまいませんか？

A12 仮に船橋市立の小・中学校に入学・進学することとなった際に、しばらくは給食費を口座振替ではなく、納付書で納めるということで支障がないようであれば、預金口座振替依頼書を提出いただかなくてもかまいません。なお、ご提出いただいた後に、船橋市立以外の学校に入学・進学することとなった場合は、教育委員会保健体育課 ☎047-436-2418 までご連絡ください。

Q13 口座振替依頼書を失くしてしまいました。どうしたらいいですか？

A13 予備の口座振替依頼書が各学校にありますので、お申し出ください。

この案内は平成26年9月時点の内容で作成されています。手続方法や期日、金額等はその後の規則制定・改正等により変更となる場合がございますので、最新の情報は下記までお問い合わせください。また、平成27年2月以降、市ホームページ (<http://www.city.funabashi.chiba.jp>) にも掲載する予定です。